

世阿弥晩年期の自信作で、今日も名作と評価されている《砧》は、そのような評価とはうらはらに、じつはいまひとつの設定にすつきりしないものが残されている作品である。

というのは、《砧》の冒頭では、訴訟のために在京三年にたる芦屋の某(ワキ)が、「この秋には帰国できないが、年の暮れにはかならず帰国する」との伝言を侍女の夕霧(ツレ)に託して夕霧を芦屋に下らせるのであるが、その夕霧はひたすら夫の帰国を待っていた妻(シテ)に、「いかに申し候、殿はこの秋もおん下りあるまじきにて候」と伝えているからである。芦屋の某が、「この秋には帰れないが暮れにはかならず帰る」と言伝したのにならして、夕霧は「殿はこの秋にも帰れない」と伝えただけで、「暮れにはかならず帰る」という伝言の肝要の部分を変えなかったわけである。その結果、妻は、「うらめしや、せめては年の暮れをこそ、いつわりながら待ちつるに、さてははやまことに変はりはてたまふぞや」と絶望し、やがて病をえて亡くなってしまうのであるが、《砧》の「すつきりしない構成」というのは、このような芦屋の某の伝言と夕霧の伝達内容とのくいちがいと、夫が暮れ

には帰るといふのに妻が深く絶望して病死してしまうといふ設定に集約されている、としてよいかと思う。観世流と宝生流では、この設定を不審として右の夕霧の言葉を、「いかに申し候、都より人の参りて候ふが、この年の暮れにもおん下りあるまじきにて候」と改訂しているが、この改訂は、《砧》の前場が夕霧が芦屋に下った秋の一夜のできごと(それが本来の設定だったと思われること、田口和夫氏の「《砧》の時間(秋・三年)」「能・狂言研究」に指摘がある)ではなく、夕霧の芦屋到着から何日も時日が経過したかのように思わせる結果ともなり、《砧》という作品の構成理解、ひいてはその鑑賞に小さからぬ影響をおよぼす結果をも招来している。

このような芦屋の某の伝言と夕霧の伝達内容とのくいちがいについては、夕霧を芦屋の某の愛妾とみて、愛妾夕霧の悪意による意図的な言い換えとする見方が比較的根強く存在しているが、はたして、そのような見方が、作者世阿弥をして、「かやうの能の味はいは末の世に知る人あるまじ」といわせ、また「無上無味」といわせた《砧》にふさわし

いかは、はなはだ疑問のように思われる。この点、筆者などは、《砧》では夫の不在が「この秋」でまる三年になること、その「三年の秋」が妻が待つことのできる限界と設定されていることに着目して、《砧》の妻にあつては、夫の不在がまる三年になる「この秋」までに夫が帰国するかどうか最大の問題であり、《砧》においてはそのように純化された妻の意識が恋慕と怨嗟という主題の描出に大きな役割をはたしている、と考えているのだが（拙著『現代能楽講義―能と狂言の魅力と歴史についての十講―』大阪大学出版会）、ここでは、夫が長年不在の場合、妻が再嫁できるとしている古代の『戸令』の規定を紹介して、あらためて、世阿弥が《砧》において設定した「三年の秋」の背景を考えてみたいと思う。

わが国の『令』は、七世紀から八世紀にかけて、『近江令』『飛鳥浄御原令』『大宝令』『養老令』が制定されたが、その婚姻関係の条には、「改嫁（再嫁）」についての規定として、婚姻が決定したあと、男が理由なく三カ月結婚しようとしなかったり、男が一月逃亡して帰って来なかったり、遠境で落ちぶれて一年帰らなかつた場合、女がその家を離れようと希望すれば許されることが記されたあとに、つぎのような規定がみえる（『令集解』による）。

雖^三已^二成、其夫没^一、落外蕃、有^レ子五年、無^レ子三年不^レ帰
及^二逃亡、有^レ子三年、無^レ子二年不^レ出者、並聽^三改嫁^一。

これはすでに結婚した男女についての規定で、夫が長いこと不在の場合に妻が再嫁できることを定めたものである。ここにはその場合の二つのケースが規定されている。すなわち、一つは、夫が遠境で落ちぶれて帰つてこない場合で、もう一つは、夫が「逃亡」して帰つてこない場合である。前者は、夫婦に子がある場合は五年、子が不在場合は三年のあいだ夫が帰つてこなければ、妻に再嫁が認められるというものであり、後者は、子がある場合は三年、子が不在場合は二年のあいだ夫が帰つてこなければ、妻に再嫁が認められるというものである。また、『令集解』や『令集義』では、夫婦が同じ里にいながら、別々に暮らしている場合にも、妻の再嫁が認められるという解釈が注として記されているが、ともあれ、わが国古代の『令』には、夫の長い不在についてこのような規定が盛られているのである。

この『令』の規定が注目されるのは、ここに記された再嫁の要件が、さきに紹介した《砧》の「三年の秋」を絶対に譲れない期限とする設定とあい通じる面があるからである。もちろん、《砧》の妻には再嫁の意志などなく、その点は『令』の再嫁の規定とは異なるのだが、二年なり三年なり五年なり夫が不在の場合は妻の再嫁が認められるとする『令』の規定は、視点を変えるならば、右のそれぞれの年数は、妻が待つことができる一夫婦間の絆が保たれる一ギリギリの年限ということになるであろう。そう考えると、

『令』の規定と《砧》の「三年の秋」という設定は表裏一体の關係にあることになる。訴訟で上洛した芦屋の某は三年のあいだ妻に消息を知らせず、妻がひたすら待っていた「三年の秋」までに帰国しなかった。《砧》の妻は、「殿はこの秋もおん下りあるまじきにて候」という夕霧の言葉聞いて病を得て死に、また、亡者となつて現われた後場では、来世までと約束した夫の違約を、「烏てふ、大嘘鳥も心して、現し人とはたれか言ふ」とはげしく責めたてる。ここで、夫が暮れには帰ると言っているのに、妻はなぜこれほどはげしく夫の三年の不在を違約として責めるのが問題となるのだが、《砧》の妻が「三年の秋」にこだわるのは、『令』が規定しているような再嫁についての慣習あるいは慣習法が室町時代に存在していて、夫が三年間帰つて来なかったことを、妻は夫の裏切りと受けとめたのではないかというのが、この点についての筆者の理解なのである。

もちろん、そう主張するためには、世阿弥晩年期の室町時代初期において、そうした慣習あるいは慣習法が存在していたことを示す必要があるのだが、『中世法制史料集』などに集成された法制史料類などにはその種の規定は見当たらず、慣習として存在していたかどうか、現時点では確かめえない。したがって、これはあくまでもひとつの推測ということになるが、ここでぜひとも言及しておきたいと思うのは、夫の不在三年で再嫁した妻のもとに夫が帰つて

くるという『伊勢物語』二十四段の物語である（そこで妻は「あらたまの年の三年を待ちわびて……」という歌を詠む）。この二十四段の物語については、『冷泉家流伊勢物語沙』や『伊勢物語闕疑沙』（細川幽斎）などの『伊勢物語』の注釈書では『令』の改嫁についての規定が注として引かれているが（このことは田口和夫氏「《砧》を読む―三年・夕霧―」『能楽研究』23号に指摘がある）、二十四段の物語はまさに『令』が機能していた時代の物語であり、この物語の背後に『令』の規定があったことは十分に考えられるところで、その点で、『伊勢物語闕疑沙』などの注は的を射ているのではないかと思う。とすれば、この『伊勢物語』二十四段は、文芸作品が『令』の再嫁の規定を背景に作られている具体例となるわけで、それは《砧》の「三年の秋」の背景を考える場合の貴重な類例となるように思われる。

なお、「この秋にも帰れない」という伝言を聞いた妻の言葉、「うらめしや、せめては年の暮れをこそ、いつわりながら待ちつるに……」もチゲハグな感じを与えるセリフである。というのも、二曲の冒頭で、芦屋の某は「暮れには帰る」と明言しているからである。しかし、この「いつわりながら」は、夫のことではなく、妻自身の気持のことで、「せめては年の暮れの帰国を、自分の心を偽ってまで、待っていたのに」の意ではないかと思う。こうみえてくると《砧》は現行の下掛りの形で整合的な把握が可能なのではないだろうか。